

別記 1

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 交換商品提供事業者募集要領

1 趣 旨

県は、森林環境の保全と再生を推進するとともに、住宅産業をはじめ地域経済の活性化に寄与するため、県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産農林水産物等と交換可能なポイントを交付する「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」（以下「本事業」という。）を行います。

この要領は、本事業において交付されるポイントと交換する商品（以下「商品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

（1）ポイント交付額（※1ポイント＝1円相当）

県産木材の使用など一定の要件を満たして木造住宅の建設を行う建築主にポイントを交付します。（総額3,080万ポイント）

- ① 県産木材使用量 4 m³以上 8 m³未満・・・20万ポイント/棟
- ② 県産木材使用量 8 m³以上15 m³未満・・・30万ポイント/棟
- ③ 県産木材使用量15 m³以上20 m³未満・・・40万ポイント/棟
- ④ 県産木材使用量20 m³以上・・・・・・・・・・50万ポイント/棟
- ⑤ 上記①～④に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算

（2）交換商品

ポイントと交換する商品は、次のとおりとします。

- ① 県産品（農林水産物・加工食品・木材製品・工芸品・その他）
- ② 商品券（全国型・地域型）

（3）交換商品の選択条件

商品券との交換は、交付ポイント全体の50%を上限とします。

（4）ポイント交換の流れ（別紙1参照）

- ① ポイント交換業務は、福島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という。）及び事務局が当該業務を委託した者（以下「事務受託者」という。）が行います。
- ② 事務受託者は、建築主からの交換申請を受けて商品発注書等を作成し、提供事業者にもメールで発注します。
- ③ 提供事業者は、建築主に商品を発送後、事務局にその代金を請求し、事務局は、提供事業者の口座に入金します。

（5）交換商品の紹介方法

事務局のホームページ上に提供事業者の商品紹介ホームページへのリンクを

設定し、商品閲覧できる環境を整備します。

3 募集内容

本事業においては、次の商品を提供いただける事業者を募集します。

(1) 県産品

県内に営業所等を有する事業者が扱う商品（県内で生産・水揚げ・加工又は製造された次の商品等）を対象とします。

- ① 農林水産物（米、果物、野菜、きのこ、魚、海藻、食肉、鶏卵等）
- ② 加工食品（漬け物、ハム、チーズ、干物、果実飲料、調味料、麺類、菓子類等）
- ③ 木材製品（玩具、日用品、家具、建具等）
- ④ 工芸品（染織物、陶磁器、漆器等）
- ⑤ その他（酒類、電気製品、緑化木等 上記①～④以外の商品）

(2) 商品券

本要領4募集要件（2）の④又は⑤の規定により発行される次の商品券を対象とします。

- ① 全国型商品券
全国共通商品券、図書券、旅行券、プリペイドカード、お米券、たまご券、お肉券、すし券、くだもの券、お花券等
- ② 地域型商品券
商店街振興の商品券など、地域・中小企業型の商品券

4 募集要件

提供事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 県産品の提供事業者

- ① 商品を扱う営業所又は店舗の所在地が県内にあること。
- ② 企業又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- ③ 商品のポイント（商品の提供に必要な費用）を適切に設定できること。
- ④ 商品をホームページで紹介できること。
- ⑤ 別紙1「ポイントと商品との交換方法」に基づき、交換を行えること。
(注1) その他これに準ずる団体は、定款・これに準ずる規約、役員名簿、決算書類、事業報告書が整備されていること。
(注2) 提供事業者は、特定の政治的若しくは宗教的な活動に関わる者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当する者でないこと。

(2) 商品券の提供事業者

- ① 商品のポイント（商品の提供に必要な費用）を適切に設定できること。
- ② 商品をホームページで紹介できること。
- ③ 別紙1「ポイントと商品との交換方法」に基づき、交換を行えること。
- ④ 全国型商品券の場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条の登録を受けて発行する第三者発行型前払式支払手段（同法第3条第5項に規定）であること。

- ⑤ 地域型商品券の場合は、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）若しくはこれらに類する者（法人格のない団体を含む）又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券であること。
- 1) 上記④の「第三者発行型前払式支払手段」であること。
 - 2) 発行者以外の第三者に対しても使用することができる商品券であって、提供事業者が国又は地方公共団体から商品券の発行について資金面の支援を受けているか、国又は地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。
- （注1）「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みます。）の店舗に限定される商品券は、対象となりません。
- （注2）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券である場合は、対象となりません。
- （注3）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等は、対象となりません。
- （注4）発行者自身が提供事業者として申請することが必要です。
- （注5）建築主への受渡し方法は、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象となりません。

5 募集期間

令和8年4月20日（月）～令和8年5月15日（金）（必着）

6 申請方法等

（1）申請書類

- ①（様式A）交換商品提供事業者登録申請書
- ②（様式B）交換商品リスト
- ③（様式C）表明・確約書 ※県産品の提供事業者のみ
- ④（様式D）役員等名簿 ※県産品の提供事業者のみ
- ⑤ 添付書類

別紙2, 3「申請書類チェックシート」に記載のとおり。

（2）申請書類の作成手順

- ① 募集要件に合致していることを確認する。
- ② 別紙「申請書類チェックシート」により必要書類を確認する。
- ③ 申請用紙を入手する。（以下の事務局ホームページからダウンロード）
- ④ 商品名等の設定
50文字以内で名称・数量など、商品を概ね特定できる商品名を付すこと。

⑤ ポイント数の設定

1) 商品毎に次の設定条件によりポイント数を設定すること。

設定単位： 100 ポイント

上 限： 200,000 ポイント（商品券は、100,000 ポイント）

下 限： 1,000 ポイント

2) ポイント数には、建築主への商品発送等に必要な経費（配送料、消費税、その他手数料等）を含むこと。

なお、商品の発送先（建築主の住所地）は、県内のみとなります。

⑥ ホームページの作成

1) 商品を紹介するためのホームページを作成すること。

2) ホームページには、以下の内容を必ず掲載すること。

ア 本事業名（ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業）

イ 商品コード、商品名、ポイント数、商品の内容・数量・サイズ等

ウ 提供事業者の名称・問合せ先

エ 商品に関する注意事項（受注生産である場合の納期等）

※商品写真や説明等を掲載するなど、選びやすさとトラブル防止等を考慮すること。

⑦ 別紙「申請書類チェックシート」により申請書類を取りまとめる。

(3) 申請方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、様式A・Bについては、データ処理を行うため、原本の提出に加えて、電子データを以下のアドレスへ送信してください。

| | |
|---------|---|
| 提出先 | : 福島県木材協同組合連合会 宛 |
| 住所 | : 〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階） |
| メールアドレス | : ecopoint@fmokuren.jp |
| 電話番号 | : 024-523-3307 |
| ホームページ | : https://www.fmokuren.jp |

「福島県木連 交換商品の提供者募集」で検索

7 提供事業者の決定

事務局は、申請書類を審査した後、申請のあった事業者を選考結果を通知します。

8 登録の継続及び廃止

事業者より登録廃止の届け出がない限り、登録を自動継続しますので、登録を廃止する場合は「（様式E）交換商品提供事業者登録の廃止届」により速やかに届け出てください。

9 提供事業者の登録内容の変更

各様式の記載内容（事業者名（社名）、代表者名、役員等）に変更が生じた場合は速やかに各様式、チェックシート及び登記簿謄本など知事が必要とする書類を提出してください。

ポイントと商品との交換方法

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」（以下「本事業」という。）において、ポイント交換業務を行う福島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という。）及び商品の提供事業者は、以下の方法により交換業務を行うものとする。

なお、事務局は当該業務の一部を委託することができる。

1 提供事業者の遵守事項

- (1) 提供する商品について、受注情報や送付先管理、納品、受注確認等の事務を適切に行うこと。
- (2) 提供事業者の責任において商品を建築主に提供すること。
- (3) 商品の品質については、すべて提供事業者が責任を負うこと。
- (4) 商品に関する紛争（品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等を原因とする紛争）については、提供事業者の責任において解決すること。
- (5) 本事業の実施に伴い事務局から取得した個人情報交換業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 提供事業者が代金が支払われた後に、商品交換につき不正行為が行われていることが発覚し、かつ、提供事業者が当該不正行為の事実を知り又は重大な過失により知らなかったことが判明した場合は、提供事業者は当該不正行為に係る交換商品代金相当額を事務局に返還すること。

2 発注の方法

- (1) 事務局から事務を受託した者（以下「事務受託者」という。）は、交換申請の受理後、申請日から起算して10日間を目安に、提供事業者毎にまとめて発注することができる。
- (2) 事務受託者は、発注情報（事業者名、商品名、商品コード、数量、ポイント数、申請者番号、申請者名、申請者住所）をExcelファイルに入力し、個人情報保護のため、当該ファイルに読み取りパスワードを設定する。
- (3) 事務受託者は、上記のパスワードを提供事業者にメールで知らせる。
- (4) 事務受託者は、上記のパスワード付きExcelファイルを提供事業者にメールし、発注とする。
- (5) メールを送信先は、「交換商品提供事業者登録申請書」に記載されたメールアドレスとする。
- (6) 事務受託者は、本事業専用のメールアドレスを使用する。

3 受注の方法

- (1) 提供事業者は、パスワード付きExcelファイルを開き、発注情報を確認する。
- (2) 提供事業者は、受注の可否を7日以内にメールで事務受託者へ返信する。
ただし、令和9年2月19日以降に発注を受けた場合は、2日以内とする。
- (3) 提供事業者は、受注可能な場合、速やかに建築主へ商品を送付する。
- (4) 事務局は、受注できない旨の返信又は提供事業者による商品送付が困難と判断し

た場合、建築主に対し、他の商品を選ぶよう連絡する。

- (5) その他、提供事業者自らが、これら以外の受発注の方法を希望する場合は、提供事業者の提案をもって別途協議を行うこととし、その導入によって生じる費用は提供事業者の負担とする。

4 支払い条件と方法

- (1) 提供事業者は、商品の発送後、月締めで請求書を事務受託者へ送付する。
なお、商品の到着確認は、提供事業者の責務とする。
- (2) 請求書に添付すべき書類は、発送完了が確認できるものとする。
(例示) ①「申請者番号、運送会社名、送り状番号」を記したもの
②「発送伝票の写し」
③「受領書等の写し」
④その他、確認できる書類がある場合、別途協議を行うことができる。
- (3) 請求書は、代表者の押印があるものとする。なお、様式は特に定めない。
- (4) 事務受託者は請求書等の内容確認後、事務局に送付し、入金を依頼する。
- (5) 事務局は、請求書等を確認後14日以内に提供事業者の指定口座に入金する。
- (6) 振り込み手数料は、事務局が負担する。

5 年度末における交換商品の発送期限等

- (1) 【建築主】ポイント交換申請期限・・・令和9年2月19日(金)
- (2) 【事務受託者】提供事業者への発注期限・・・令和9年2月26日(金)
- (3) 【提供事業者】交換商品の発送期限・・・令和9年3月5日(金)
請求書の提出期限・・・令和9年3月12日(金)

6 その他

上記に定めのない事項は、事務局、事務受託者及び提供事業者が協議の上解決に当たるものとする。

(別紙2)

申請書類チェックシート

【県産品の提供事業者用】

○申請書類を提出する際は、本シートにより確認のうえ提出してください。

| チェック欄 | 書類名 |
|-------|--|
| | (1) 登録申請書(様式A) = 1部 (併せて電子データをメール送信) ※電子データには、代表者印の押印は不要です。 |
| | (2) 交換商品リスト(様式B) = 1部 (併せて電子データをメール送信) |
| | (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当する者でないことの確認書類 ○表明・確約書(様式C) = 1部 ○役員等名簿(様式D) = 1部 |
| | (4) 交換商品を紹介するホームページの内容が確認できるもの = 1部 ※ホームページの内容を印刷したものを提出してください。 |
| | (5) 交換商品を扱う営業所又は店舗が県内にあることを確認できるもの = 1部 (例: 会社概要、営業所一覧等) |
| | (6) 法人登記簿謄本等のコピー = 1部 ※法人登記簿がない団体の場合は、法人登記簿に相当する資料 |
| | (7) 個人情報保護に係る考え方・方針(プライバシーポリシー) = 1部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類(特定の書式はありません。) |

■ 申請書類の提出締切

令和8年5月15日(金) (必着)

■ 申請書類の送付先

郵送・持参: 〒960-8043 福島市中町5-18 (林業会館2階)

福島県木材協同組合連合会 宛

電子メール: ecopoint@fmokuren.jp

(別紙3)

申請書類チェックシート

【商品券の提供事業者用】

○申請書類を提出する際は、本シートにより確認のうえ提出してください。

| チェック欄 | 書 類 名 |
|-------|---|
| | (1) 登録申請書(様式A) = 1部 (併せて電子データをメール送信) ※電子データには、代表者印の押印は不要です。 |
| | (2) 交換商品リスト(様式B) = 1部 (併せて電子データをメール送信) |
| | (3) 交換商品を紹介するホームページの内容が確認できるもの = 1部 ※ホームページの内容を印刷したものを提出してください。 |
| | (4) 商品券に関する概要資料 ○パンフレット等商品券に関する概要資料 = 1部 ○券面の見本又は表面・裏面の写し = 1部 ○使用可能範囲に関する資料 = 1部 |
| | 【募集要領の4.(2).⑤.1)に該当する場合】 (5) 財務局からの登録通知書の写し又は財務局登録番号が分かる書類 ○(金融庁のHP上のリストの出力も可) = 1部 ○資金決済法第8条の登録申請書のコピー = 1部 ①「登録申請書」(第1面) ②「前払式支払手段の種類、名称、発行価額及び支払可能金額等」(第4面) ③「前払式支払手段の発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」(第5面別添) ④「発行、資金決済の概要図」(第6面) ※変更届出を行っている場合は、「変更届出書」及びその変更を反映した後の書類 |
| | 【募集要領の4.(2).⑤.2)に該当する場合】 (6) ○国・地方公共団体から商品券等の発行につき資金面等の支援を受けていることを証明する書類又は国・地方公共団体からの推薦状 = 1部 ○上記(5)の②に該当する書類 = 1部 ※登録申請書類である必要はありません。それに代わる書類を提出してください。 |
| | (7) 個人情報保護に係る考え方・方針(プライバシーポリシー) = 1部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類(特定の書式はありません。) |

■ 申請書類の提出締切

令和8年5月15日(金) (必着)

■ 申請書類の送付先

郵送・持参: 〒960-8043 福島市中町5-18 (林業会館2階)

福島県木材協同組合連合会 宛

電子メール: ecopoint@fmokuren.jp

(様式A)

令和 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者名

代表者名

印

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」交換商品提供事業者登録申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、申請者より登録廃止の申し出がない限り、登録は自動継続とします。

| | | |
|---------|----------------------|--|
| 申請内容 | 交換商品の分類 | (1) 県産品 (①農林水産物 ②加工食品 ③木材製品 ④工芸品 ⑤その他) (2) 商品券 (①全国型商品券 ②地域型商品券) ※該当項目に○印 |
| | 主な取扱商品 | |
| | 商品サービスの名称 | |
| | 商品内容を閲覧可能なホームページのURL | |
| 事業者情報 | フリガナ | |
| | 事業者名 | |
| | 申請者の所在地 | 〒 |
| | 県内の営業所等の所在地 ※1 | 〒 |
| 実務担当者 | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 所属部署名 | |
| | 役職名 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | メールアドレス (受注用) | |
| 担当者の所在地 | 〒 | |

※1 県産品等の提供事業者は、必ず、福島県内に所在する営業所又は店舗の住所を記載する。

※2 添付書類は、別紙1又は別紙2に記載のとおりとする。

(様式C)

表 明 ・ 確 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

この表明・確約書が虚偽であり、又はこの表明・確約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立ず、何ら賠償ないし補償を求めません。ただし、貴職に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記

1 交換商品提供事業者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 交換商品提供事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) 交換商品提供事業者がなすべき業務を停滞させる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

福島県木材協同組合連合会長 様

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

印

(様式D)

役員等名簿

住所(又は所在地)
社名及び代表者名

印

| (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所 |
|--------------|----------|----|----|
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |
| () | 大昭平 ・ | 男女 | |

※この名簿は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条に基づく確認のために使用します。なお、福島県個人情報保護条例に基づき、当該目的以外に利用しません。

(様式E)

令和 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

事業者名

代表者名

印

交換商品提供事業者登録の廃止届

福島県が実施する「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」における交換商品提供事業者登録を廃止したいので、「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」交換商品提供事業者募集要領8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|--------|-------------|--|
| 登録廃止内容 | 交換商品の分類 | (1) 県産品 (①農林水産物 ②加工食品 ③木材製品 ④工芸品 ⑤その他) (2) 商品券 (①全国型商品券 ②地域型商品券) ※該当項目に○印 |
| | 主な取扱商品 | |
| | 商品サービスの名称 | |
| 事業者情報 | フリガナ | |
| | 事業者名 | |
| | 届出者の所在地 | 〒 |
| | 県内の営業所等の所在地 | 〒 |
| 実務担当者 | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 所属部署名 | |
| | 役職名 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | メールアドレス | |
| | 担当者の所在地 | 〒 |